

市からの 連絡帳

**12月は、固定資産税・都市計画税
第3期の納期です。**
～納付には、便利な口座振替を～
▶納税課 ☎ 042-460-9831

届け出・税・年金

市税・国民健康保険料の 休日納付相談窓口

時 12月7日(土)・8日(日)午前9時～午後4時
場 いずれも田無庁舎のみ
●市税・納税課(4階)
●国民健康保険料…保険年金課(2階)
内 市税・国民健康保険料の納付および相談、納付書の再発行など
▶納税課 ☎ 042-460-9832
▶保険年金課 ☎ 042-460-9824

オール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、広報や催告による納税推進、差し押さえ・タイヤロック・捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組めます。
皆さんに納めていただいている貴重な税金は、福祉・教育・都市整備など、さまざまな市民サービスを提供するための重要な財源となっています。市政を支える財源の安定確保と市民の皆さんが安心・便利にご納付いただけるよう、全力で環境づくりに取り組んでいます。納期内納付と滞納の抑制にご協力をよろしくお願いいたします。
▶納税課 ☎ 042-460-9832



未分筆私道の非課税申告

敷地の一部が未分筆のまま道路として使用されている土地で一定の要件を満たすものは、申告をしていただくことにより道路部分の固定資産税・都市計画税が原則として翌年度から非課税となります。
詳細は下記へお問い合わせください。
▶資産税課 ☎ 042-460-9829

家屋を取り壊したとき

家屋を取り壊したときは、資産税課(田無庁舎4階)へご連絡ください。
表題登記がなされている建物を取り壊した場合は、不動産登記法により、所管の法務局に滅失の登記をしてください。
問 登記について…東京法務局田無出張所 ☎ 042-461-1130
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。
□要件 ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成31年1月2日～翌

年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●令和2年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

住宅の種類	減額期間
3階建て以上の準耐火構造および耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年度分
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年度分

□必要書類 ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)
問 市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。
▶資産税課 ☎ 042-460-9830

国民年金の任意加入(60歳以降)

□高齢任意加入 年金額を増やしたい方、受給資格期間(10年間)の足りない方が加入できます。
対 国内に住む60歳以上65歳未満の方(老齢基礎年金が満額の方は加入不可)
□特例高齢任意加入 現在受給資格がない方で、70歳までに受給資格期間を確保できる方が加入できます。
対 国内に住む60歳以上70歳未満の方 ※任意加入中に、付加年金保険料を65歳まで納付することもできます(月額400円。国民年金基金加入者は不可)。
※老齢基礎年金を繰り上げ受給している方・厚生年金加入中の方は不可
※年金記録などを確認するため、ご来庁の際は時間に余裕を持ってお越しください。
持 ●口座振替…通帳・金融機関の届け出印・年金手帳など
●クレジットカード払い…クレジットカード・認め印・年金手帳など
問 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)へ
問 武蔵野年金事務所 ☎ 0422-56-1411(ナビダイヤル)
▶保険年金課 ☎ 042-460-9825

子育て 一時保育利用登録更新

令和2年度も一時保育の継続を希望する方は、更新手続きが必要です。
□受付期間 1月6日(月)～20日(月)
□手続きが必要な方 12月27日(金)までに登録した方(1月6日(月)以降に登録する方は手続き不要)
□提出書類 ●一時保育利用登録申請書 ●児童連絡票 ●食事アンケート ●食物アレルギー生活管理指導表(食物アレルギーのある児童のみ)
□配布・提出場所 一時保育実施保育園・保育課(田無庁舎1階)
※登録済みの方への事前告知送付はありません。更新書類の提出がない場合は令和2年4月1日以降の利用ができませんのでご注意ください。
※更新登録証は現在使用中の同じ番号になります。更新した方はそのままお使いください。登録証を紛失した方は下記へご連絡ください。
▶保育課 ☎ 042-460-9842

令和2年度 社会教育団体・青少年健全育成団体の認定申請受付

◆団体認定されると
●社会教育団体…市内スポーツ施設の使用料の2分の1を減額
●青少年健全育成団体…向台運動場・市民公園グラウンド・芝久保運動場・健康広場の使用料免除
◆条件
□各団体共通 ●規約・会則があり、団体としての意思を決定・執行・代表することのできる機能および独立した経理・監査の機能が確立されている
●団体の実績が客観的に認められる
●政治・宗教活動・営利事業を主たる目的とする団体でない ●団体の本拠としての事務所または事務を行う一定の場所が市内にある
□社会教育団体 ●市内で社会教育活動を行っている ●団体の構成員の60%以上が在住・在勤・在学者
□青少年健全育成団体 ●青少年の健全な育成のために中学生以下の児童・生徒を中心として10人以上で構成されており、その90%以上が在住者
●指導者に対する謝礼・報酬などの支出がない
◆提出書類 ●申請書・会員名簿(指定様式) ●会則 ●令和元年度事業報告書(申請時までの実績、見込み可)・決算書(決算見込書でも可) ●令和2年度事業計画書・予算書
※決算書(決算見込書)には、会計担当者の署名・押印(朱印)が必須
◆申請書(指定様式)の配布 スポーツ振興課(保谷庁舎3階)・スポーツセンター・総合体育館・きらっと、市庁からダウンロード
問 1月6日(月)～17日(金)に、上記提出書類を申請書配布場所へ持参
※スポーツ振興課(保谷庁舎3階)は平日のみ ※7日(火)は休館日のため、スポーツセンター・総合体育館・きらっとは受付不可 ※20日(月)以降は、スポーツ振興課のみで受付 ※17日(金)までに申請し認定を受けた団体には、2月3日(月)から申請した窓口で認定通知書を交付します。
▶スポーツ振興課 ☎ 042-438-4081

小中一貫教育に関する市民説明会

教育委員会は令和2年度から開始する小中一貫教育について2回の説明会を開催します。
□第1回
時 12月18日(水)午後7時
場 保谷庁舎別棟
□第2回
時 21日(土)午前10時
場 イングビル
▶教育企画課 ☎ 042-438-4070

福祉 受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料、受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもの支援を行います。入学した場合は、申請により返済が免除されます。
□受講料貸付限度額 中学3年生・高校3年生など…20万円
□受験料貸付限度額 中学3年生など…2万7,400円
高校3年生など…8万円
対 在住世帯の生計の中心者

※貸付には条件があります。詳細は問へお問い合わせください。
問 西東京市社会福祉協議会 ☎ 042-497-5073
▶生活福祉課 ☎ 042-438-4022

庁舎窓口到手話通訳者を配置

両庁舎でのお手続き・相談などで必要な場合にご利用ください。
□手話通訳者配置日 午後1時～5時

保谷庁舎	田無庁舎
12月4日(水)	12月20日(金)
1月8日(水)	1月17日(金)

※配置日以外にも手話通訳者を派遣します。詳細はお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎ 042-438-4033
FAX 042-423-4321

中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。
対 次の全てに該当する方(所得要件あり)
●市内に住所がある18歳未満の児童
●身体障害者手帳(聴覚障害者)交付の対象となる聴力ではない
●両耳の平均聴力レベルがおおむね30dB以上で、補聴器装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断
□助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台13万7,000円・耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)
※修理代は助成対象外
※デジタル式補聴器で、補聴器の装用に専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。

補聴器の種類	助成基準額に含まれるもの
高度/重度難聴用 ポケット型/ 耳かけ型	補聴器本体(電池を含む) イヤーマールド
耳あな型 (レディメイド)	
耳あな型 (オーダーメイド)	骨導レシーバー ヘッドバンド
骨導式 ポケット型	
骨導式眼鏡型	平面レンズ

問 購入前に、申請書に医師意見書・見積書を添付して下記へ
※詳細は下記へお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎ 042-438-4033

東京都身体障害者補助犬給付事業

身体障害者補助犬の給付申請を受付します(盲導犬・介助犬・聴導犬)。
対 ①都内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の身体障害者 ②視覚障害1級の方 ③肢体不自由1・2級の方 ④聴覚障害2級の方 ⑤世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7,000円未満の方
※事前に訓練事業者へ補助犬の給付相談が必要です。
※その他、詳細については下記へお問い合わせください。
▶障害福祉課 ☎ 042-438-4033
FAX 042-423-4321

